

## 地方税関係

# 外形標準課税の適用対象法人の拡大

### 1 はじめに

外形標準課税とは、法人の付加価値割合や資本金額などの外形的な指標を課税ベースとする法人課税方式であり、従来の所得に対する法人税とは別に、企業の人件費総額や資本金等の外形指標に一定の税率を課す制度である（地法72の2）。

景気変動による法人税収の変動を抑え、安定的な税収確保を主な目的とし、平成15年度税制改正で導入され、令和6年度税制改正で外形標準課税対象法人の拡大が図られた。

### 2 対象法人の拡大に至った経緯

従来の外形標準課税は、資本金1億円超の法人のみが対象であった。しかし実態として大企業でも形式上は資本金が1億円以下の場合には非課税となるケースがあり、課税の公平性が損なわれていた。また、対象法人が限られていたため、より広範な法人への課税を求める意見もあり、こうした背景を受け改正が行われた。

### 3 対象法人の改正内容

#### (1)減資への対応

令和7年4月1日以後に開始する事業年度より、資本金1億円超の現行基準に加え、以下の追加基準が設けられた。

#### ①追加基準1

前事業年度が外形標準課税の対象の場合、令和7年4月1日

以後開始する事業年度に資本金が1億円以下であっても、資本金及び資本剰余金の合計額が10億円超となる時は外形標準課税が適用される（地法附8の3の3）。

#### ②追加基準2

下記事業年度が外形標準課税の対象の場合、令和7年4月1日以後最初に開始する事業年度に資本金1億円以下であっても、資本金及び資本剰余金の合計額が10億円超となる時は外形標準課税が適用される（地方72の2①ロ(1)）。

#### ○公布日（令和6年3月30日）

以後に資本金が1億円以下となった場合、公布日を含む事業年度の前事業年度

#### ○公布日前日に資本金が1億円

以下の場合、公布日以後最初に終了する事業年度

#### (2)100%子会社等への対応

令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、一定規模以上の法人の100%子会社等が外形標準課税の対象とされた。

具体的には、特定法人（資本金と資本剰余金の合計が50億円を超える法人や相互会社等）の100%子会社等について、事業年度末の資本金が1億円以下であっても、資本金と資本剰余金の合計が2億円を超える場合、外形標準課税の対象となる。

この2億円超の判定について、公布日以後に100%子会社等から親法人等に対して資本剰余金

から配当が行われた場合には、当該配当額は資本金と資本剰余金の合計額に含めて考える必要がある（地法72の2①ロ(2)）。

なお、本改正は、産業競争力強化法の改正を前提にM&Aで100%子会社となった法人に対しては、買収から5年を経過する事業年度までは外形標準課税法人の対象外とする特例措置（地法附8の3の4）や、令和8年4月1日から令和10年3月31までの開始事業年度において、従来の課税方式で計算した税額を超える額に対して減額措置が設けられている（改地法附8）。

○令和8年4月1日から令和9年3月31日の開始事業年度は超過税額の3分の2を減額

○令和9年4月1日から令和10年3月31日の開始事業年度は超過税額の3分の1を減額

### 4 おわりに

今回の外形標準課税対象法人の拡大に関して、減資後も適切な課税処理が確保され、公正な競争環境の維持や投資の促進が期待される。また、100%子会社等への課税対象の拡大により、親子関係の透明性が向上する。

ただ一方で、制度の複雑性と適用基準の変動が企業に混乱をもたらす恐れがあり、今後は制度の安定性確保と税務手続きの簡素化が喫緊の課題となる。

右山研究グループ  
税理士 山下 晃央